

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利
新居浜市監査委員 伊 藤 優 子

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和6年7月24日から同年10月4日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和5年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
上下水道局	令和6年7月24日から同年8月19日まで
企画部	令和6年8月19日から同年9月13日まで
建設部	令和6年9月13日から同年10月4日まで

2 監査を実施した監査委員 鴻 上 浩 宣・杉 本 茂 利・伊 藤 優 子

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和5年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

上 下 水 道 局

1 上下水道局の主な事務事業

(1) 企画経営課

- ア 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関すること。
- イ 財政計画及び資金計画に関すること。
- ウ 企業債及び一時借入金に関すること。
- エ 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。
- オ 決算及び業務状況報告に関すること。
- カ 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- キ たな卸資産に関すること。
- ク 工事の請負及び業務の委託その他の契約に関すること。
- ケ 財産及び備品の管理の調整統括に関すること。
- コ 水道メーターに関すること。
- サ 水道料金、工業用水道料金、下水道使用料その他収入金（次項に係るものを除く。）の調定、収納及び還付に関すること。
- シ 下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金に関すること。
- ス 排水設備指定工事店及び責任技術者に関すること。
- セ 滞納整理に関すること。

(2) 水道課

- ア 水道事業経営の認可に関すること。
- イ 水道施設の整備、改良及び管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- ウ 漏水防止対策の計画及び実施並びに応急修理等に関すること。
- エ 給水契約及び給水装置等の管理に係る調査及び指導に関すること。
- オ 給水装置工事の審査及び検査並びに加入金、手数料等の調定に関すること。
- カ 専用水道、県条例水道、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査等に関すること。
- キ 応急給水に関すること。

(3) 下水道課

- ア 公共下水道事業計画の策定に関すること。
- イ 公共下水道施設の整備に関すること。
- ウ 排水管及び排水渠の整備に関すること。

(4) 施設管理課

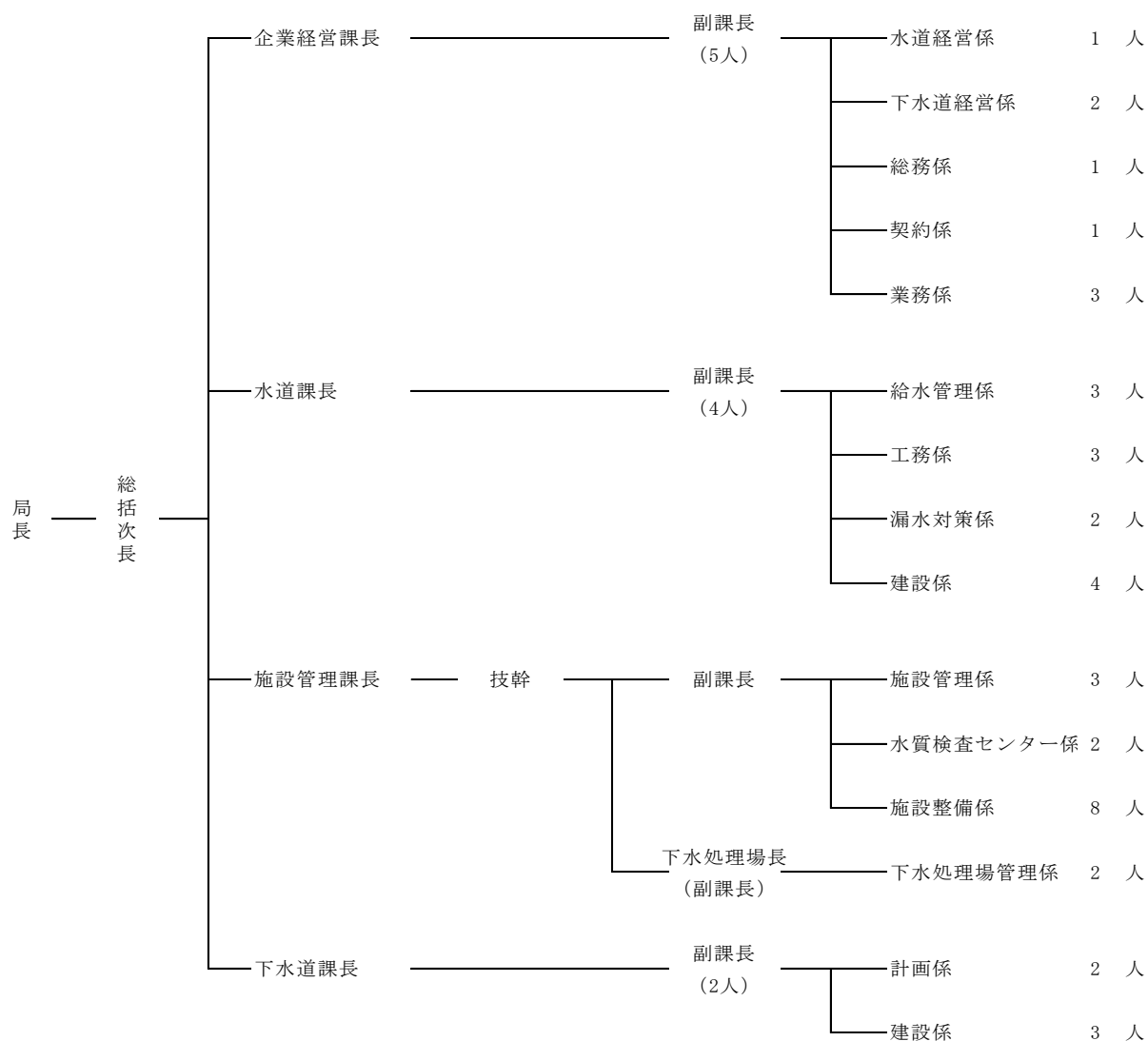
- ア 水源地、配水池、送水場その他の水源施設の管理に関すること。
- イ 水道施設に係る電気、機械及び計装設備の整備、改良及び管理に関すること。
- ウ 工業用水道施設の管理に関すること。
- エ 工業用水道施設に係る電気、機械及び計装設備の整備及び改良に関すること。
- オ 工業用水道の給水契約に関すること。

- カ 公共下水道施設の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- キ 公共下水道施設の改良に関すること。
- ク 排水管及び排水渠に関すること（他の所属に属するものを除く。）。
- ケ 排水ポンプ場並びに水門及び樋門の管理に関すること。
- コ 導水管及び送水管の管理に関すること。
- サ 水道水の水質検査及び保全に関すること。

(5) 下水処理場

- ア 下水処理場及び菊本雨水ポンプ場の管理に関すること。
- イ 特定事業場の排水に関すること。

2 職員の配置状況 59人（令和6年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和5年度上下水道事業等業務実績

(1) 水道事業

項目	令和5年度	令和4年度	比較増減	備考
行政区域内人口(人)	113,466	114,886	△1,420	年度末現在人口
計画給水人口(人)	120,000	120,000	0	H23.3.24計画変更認可
現在給水人口(人)	110,893	112,285	△1,392	年度末現在推計
普及率(%)	97.7	97.7	0.0	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}}$
給水戸数(戸)	56,594	56,338	256	年度末現在
年間配水量(m ³)	13,715,897	13,790,811	△74,914	年間総量
年間有収水量(m ³)	12,442,716	12,749,584	△306,868	年間総量
有収率(%)	90.7	92.4	△1.7	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管総延長(m)	590,901	590,901	0	年度末現在
職員数(人)	29	30	△1	

(2) 工業用水道事業

項目	令和5年度	令和4年度	比較増減	備考
給水社数(社)	3	3	0	住友化学(株) 住友金属鉱山(株) 住友重機械工業(株)
年間配水量(m ³)	13,696,262	15,494,306	△1,798,044	(R5:311日、R4:341日)
年間有収水量(m ³)	13,681,366	15,391,349	△1,709,983	(R5:311日、R4:341日)
有収率(%)	99.9	99.3	0.6	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管総延長(m)	7,458.8	7,338.8	120	年度末現在
職員数(人)	5	5	0	

(3) 公共下水道事業

項目	令和5年度	令和4年度	比較増減	備考
行政区域内人口(人)	113,466	114,886	△1,420	年度末現在人口
処理区域内戸数(戸)	38,007	37,627	380	
処理区域内人口(人)	74,393	74,261	132	
普及率(%)	65.6	64.6	1.0	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$
処理区域内水洗化戸数(戸)	35,742	35,370	372	年度末現在
処理区域内水洗化人口(人)	70,496	70,480	16	
処理区域内水洗化率(%)	94.8	94.9	△0.1	$\frac{\text{処理区域内水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}}$
年間污水处理水量(m ³)	12,357,877	11,309,227	1,048,650	年間総量
年間有収水量(m ³)	8,762,896	8,882,611	△119,715	年間総量
有収率(%)	70.9	78.5	△7.6	$\frac{\text{有収水量}}{\text{污水处理水量}}$
職員数(人)	25	26	△1	

4 令和5年度水道料金等調定収入の状況

(1) 水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調 定 額	収 入 額	未 収 額	調 定 額	収 入 額	未 収 額
水 道 料 金	2,047,459,801	2,015,989,813	31,469,988	37,136,394	29,735,794	7,400,600
給水受託工事金	19,813,500	0	19,813,500	13,028,258	13,028,258	0
設計・検査手数料	3,816,600	3,816,600	0	0	0	0
加 入 金	35,585,000	35,585,000	0	0	0	0
分 担 金	85,997,700	40,317,000	45,680,700	112,546,442	112,546,442	0
企 業 債	150,000,000	150,000,000	0	0	0	0
補 助 金	49,301,000	49,301,000	0	17,746,000	17,746,000	0
その他の収入	171,140,421	158,884,839	12,255,582	12,712,361	12,712,361	0
計	2,563,114,022	2,453,894,252	109,219,770	193,169,455	185,768,855	7,400,600

(注) 水道料金の過年度分の未収額は、不納欠損額1,301,137円を含む。

(2) 工業用水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調 定 額	収 入 額	未 収 額	調 定 額	収 入 額	未 収 額
給 水 収 益	223,587,500	200,826,761	22,760,739	22,756,444	22,756,444	0
工事分担金	0	0	0	0	0	0
企 業 債	0	0	0	0	0	0
その他の収入	94,511,252	33,201,539	61,309,713	20,302,153	20,302,153	0
計	318,08,752	234,028,300	84,070,452	43,058,597	43,058,597	0

(3) 公共下水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調 定 額	収 入 額	未 収 額	調 定 額	収 入 額	未 収 額
下 水 道 使 用 料	1,516,809,694	1,381,347,733	135,461,961	145,321,005	139,009,060	6,311,945
下 水 道 事 業 受益者負担金	33,194,400	32,706,200	488,200	163,300	28,500	134,800
下 水 道 事 業 区域外流入分担金	16,473,800	16,414,600	59,200	0	0	0
計	1,566,477,894	1,430,468,533	136,009,361	145,484,305	139,037,560	6,446,745

(注) 下水道使用料の過年度分の未収額は、不納欠損額629,415円を含む。

下水道事業受益者負担金の過年度分の未収額は、不納欠損額15,600円を含む。

5 令和5年度上下水道事業等工事請負契約の状況

(単位：円)

区 分	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
水道事業	8	554,534,200	46	398,754,070	6	549,450,000	60	1,502,738,270
工業用水道事業	3	255,255,000	0	0	2	37,889,500	5	293,144,500
公共下水道事業	6	128,889,482	50	393,044,866	13	62,530,023	69	584,464,371
計	17	938,678,682	96	791,978,936	21	649,869,523	134	2,380,347,141

(注) 変更契約は含まない。

6 令和5年度水道事業たな卸資産入出庫状況

(単位：円)

種 別	区分	前期繰越額	入 庫	出 庫	差引残額
管・継手類		7,762,864	1,613,650	1,235,638	8,140,876
栓サドル類		994,977	203,400	165,148	1,033,229
弁 類		506,197	113,900	163,710	456,387
ボックス類		223,485	0	0	223,485
量水器		3,694,270	6,762,200	5,509,550	4,946,920
備消耗品類		459,475	26,000	33,500	451,975
計		13,641,268	8,719,150	7,107,546	15,252,872

7 令和5年度公共下水道事業会計の状況

ア 収益的収支

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増減額又は 不用額	執行率 (%)	
収益的 収入	営業収益	2,534,030,000	2,525,445,146	△8,584,854	99.7
	営業外収益	1,637,802,000	1,638,307,927	505,927	100.0
	特別利益	300,000	3,582,416	3,282,416	1194.1
	計	4,172,132,000	4,167,335,489	△4,796,511	99.9
収益的 支出	営業費用	3,431,775,000	3,271,046,946	△160,728,054	95.3
	営業外費用	636,473,000	606,944,553	△29,528,447	95.4
	特別損失	28,306,000	27,925,004	△380,996	98.7
	予備費	3,000,000	0	△3,000,000	0.0
	計	4,099,554,000	3,905,916,503	△193,637,497	95.3
収支差引額	72,578,000	261,418,986			

上表の予算額、決算額等は、いずれも消費税及び地方消費税を含んでいる。

イ 資本的収支

(単位：円)

科 目		予 算 額	決 算 額	翌年度への繰 越額	増減額又は 不用額	執行率 (%)
資本的 収入	企業債	1,979,800,000	1,415,400,000	558,400,000	△6,000,000	71.5
	出資金	250,000,000	250,000,000	0	0	100.0
	負担金	38,000,000	49,668,200	0	11,668,200	130.7
	国庫補助金	935,731,000	534,389,000	401,342,000	0	57.1
	計	3,203,531,000	2,249,457,200	959,742,000	5,668,200	70.2
資本的 支出	建設改良費	2536,443,000	1,430,678,657	1,052,200,000	53,564,343	56.4
	企業債償還金	2,367,249,000	2,367,247,630	0	1,370	100.0
	長期借入金 償還金	32,811,000	32,810,000	0	1,000	100.0
	計	4,936,503,000	3,830,736,287	1,052,200,000	53,566,713	77.6
収支差引額		△1,732,972,000	△1,581,279,087	△92,458,000		

上表の予算額、決算額等は、いずれも消費税及び地方消費税を含んでいる。

8 令和5年度に実施した主な事業

(1) 滝の宮送水場整備事業

既存施設の老朽化や耐震上の問題を解消するため、隣接土地に滝の宮送水場を更新し、川西地区全体の上水道の安定供給を図る。更新後の供用開始は、令和6年度を予定している。

<事業費>

滝の宮送水場電気設備整備工事 (R4～R6)	R5	19,800,000円
滝の宮送水場次亜生成設備整備工事 (R4～R6)	R5	34,800,000円
川西給水区水道監視システム改修工事 (R4～R6)	R5	53,700,000円
滝の宮送水場ポンプ設備整備工事 (R5～R6)	R5	108,464,000円

(2) 新居浜市工業用水道更新・耐震化事業

昭和41年の供用開始以来、50年以上が経過し、一部の施設や管路に老朽劣化や耐震性の問題が認められるため、工業用水道施設の更新事業を進めることとし、山根配水池の耐震補強工事を平成27年度から2か年で実施し、平成29年度から配水管の更新・耐震化を進めるとともに、令和5年度には老朽化した山根配水場管理棟の建て替えを行った。これにより、工業用水道の安定供給が可能となり、南海トラフ巨大地震等の際にも工業用水道の被害を最小限に抑えることが可能となる。

<事業費>

山根配水場管理棟建設工事	繰越分	107,800,000円
工業用水道坂井町配水管布設工事	繰越分	103,845,000円

(3) 管渠整備事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水被害の解消を目的に、公共下水道の主要管渠の整備、面整備を行った。

<事業費> 1,007,862,698円 (繰越分393,731,395円を含む。)

(4) 下水処理場改築事業

供用開始後43年が経過し、設備機器の耐用年数が超過しており、老朽化した施設の機能回復を図るため、既存施設の改築更新を計画的・段階的に実施する。都市基盤施設としての下水道の根幹をなす下水処理場を、恒久的かつ適正に機能させることで、本市の水環境の保全と安全で快適な市民生活の維持を図る。

＜事業費＞ 255,500,000円（繰越分5,000,000円を含む。）

9 指摘事項及び回答内容（回答は令和6年9月24日付け）

(1) 漏水防止対策の強化について

漏水防止対策として、川西・川東・上部の3給水区ごとに、隔年で重点的に漏水調査を実施している。平成30年度と令和5年度とを比較すると、3給水区とも配水量は減少しているが漏水量は約40%増加している。有収率も5年間で川西給水区では約3.6%、川東給水区でも約3.7%低下し、全市有収率も直近10年間で最低の90.7%まで低下している。

有収率向上のため計画的に老朽管の更新を進めているが、目下の対策として有収率低下（漏水）の要因について更に詳細な分析を行い、より効果的な漏水防止対策に取り組みたい。

(水道課)

＜回答＞

有収率の低下につきましては、無効水量（≒漏水量）の増加によるもののほか、総配水量の減少も一因となります。重点的に漏水調査を実施し、漏水箇所の早期修理や給水ブロック毎の夜間最小配水量の監視による漏水発生の確認等に努めていますが、老朽管路は年々増加しており、漏水箇所の発見も困難を極めています。発見及び修理の遅れは、漏水量の増加、有収率の低下に直結するため、無効水量の内訳について、更に詳細な分析を行うとともに、従来手法に加えて最新技術を用いた新たな漏水調査手法等の導入についても検討してまいります。

(2) 下水汚泥の処分について

下水汚泥については、セメント工場への資源化处理及び民間最終処分場への埋立処分を行っている。近年、受入れ量の削減や、輸送費及び処分費の値上がりなどがあり、その安定処理及び処理コスト削減は急務となっている。現在、汚泥の肥料化・燃料化に取り組んで一定の進展が見られることは評価できる。今後、肥料需要の動向や燃料化の場合の収支、清掃センター処理の場合の発電量増加など、得失を見極め、リスク管理を含めた最適な処分バランスを構築するよう取り組まれない。

(施設管理課（下水処理場）)

＜回答＞

下水汚泥の処分につきましては、リスク分散のため複数の引取先を確保しながら肥料化の割合の拡大を図り、最適な処分バランスの構築に取り組んでまいります。燃料化については、市内での資源循環となる清掃センターでの燃料利用など事業の実現性を検証し、肥料化と合

わせて地域での資源・エネルギーの循環が図られるよう取り組んでまいります。

企 画 部

1 企画部の主な事務事業

(1) 総合政策課

- ア 市政の基本方針及び重要施策の総合企画調整に関すること。
- イ 市政の調査研究に関すること。
- ウ 長期総合計画の調整及び進行管理に関すること。
- エ 総合戦略の推進及び調整に関すること。
- オ SDG s の推進及び調整に関すること。
- カ 過疎地域持続的発展計画に関すること。
- キ 市議会に関すること。
- ク 離島振興計画に関すること。
- ケ 広域行政に関すること。
- コ 基幹統計及びその他の統計に関すること。
- サ 行政改革、行政評価に関すること。
- シ 規制改革に関すること。
- ス 総合教育会議に関すること。

(2) 政策推進室

- ア 重要政策（市長が指示したものに限る。）の推進に関すること。
- イ 政策の調査研究に関すること。

(3) 秘書課

- ア 市長及び副市長の秘書並びに渉外に関すること。
- イ 広聴に関すること。
- ウ 市政モニターに関すること。

(4) シティプロモーション推進課

- ア シティプロモーションの推進に関すること。
- イ 移住及び定住の推進に関すること。
- ウ 生涯活躍のまち拠点施設に関すること。
- エ 報道機関との連絡調整に関すること。
- オ 市政の広報に関すること。

(5) 財政課

- ア 予算の編成、配当及び執行に関すること。
- イ 財政計画及び資金計画に関すること。
- ウ 市債及び借入金に関すること。
- エ 地方交付税等に関すること。
- オ 財政事情の公表に関すること。

(6) デジタル戦略課

- ア 電子計算組織の企画及び調整に関すること。
- イ 電子計算機のプログラム作成管理に関すること。
- ウ 電子計算機の管理運営に関すること。
- エ 情報化の推進に関すること。

(7) 別子銅山文化遺産課

- ア 別子銅山文化遺産に関すること。
- イ 広瀬歴史記念館に関すること。

(8) 港湾管理課

- ア 東予港(東港地区)に関すること。
- イ 新居浜港務局との連絡調整に関すること。
- ウ 漂流物に関すること(河川を除く。)

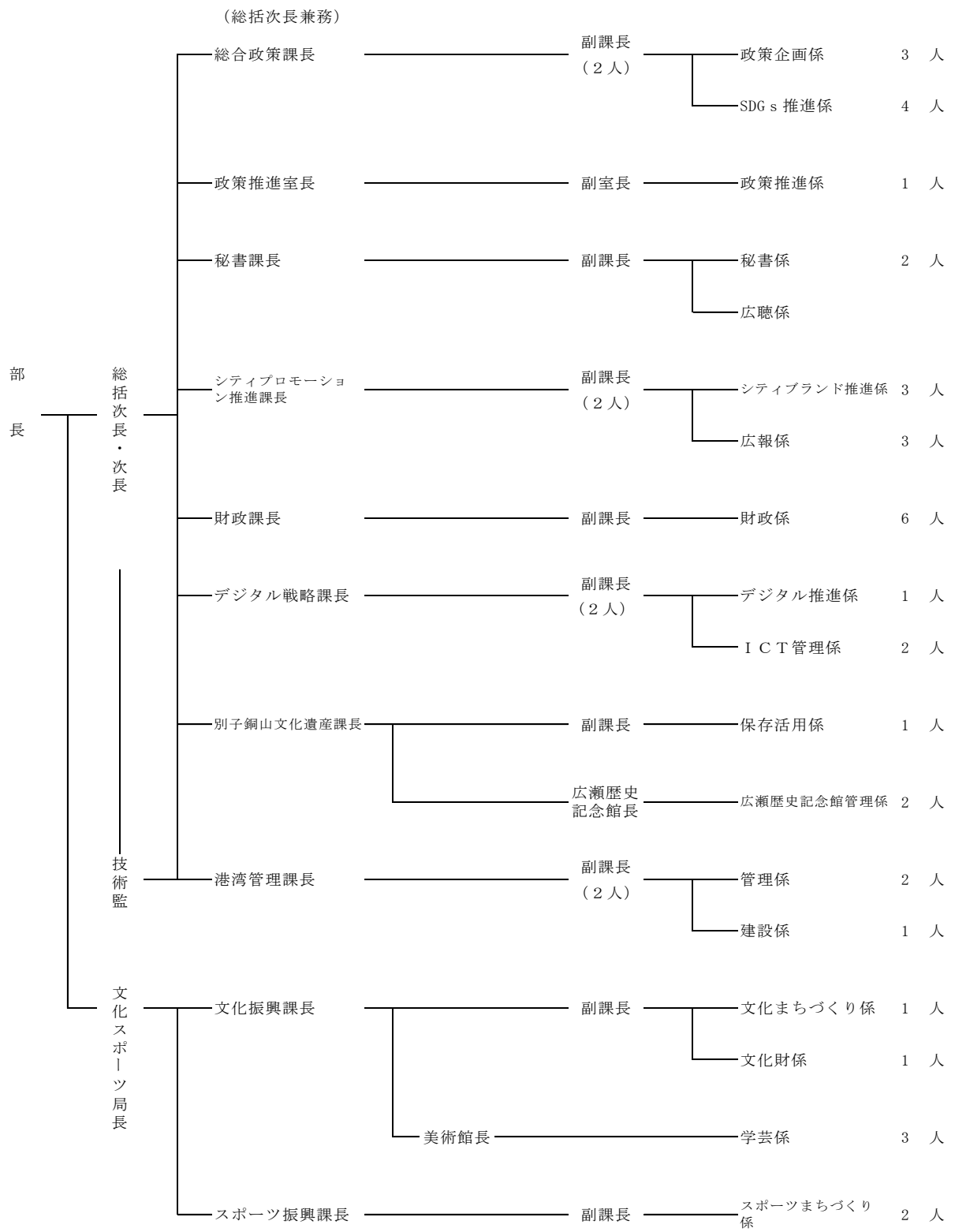
(9) 文化振興課

- ア 文化施設に関すること。
- イ 文化芸術の振興に関すること。
- ウ 文化財の保存活用に関すること。

(10) スポーツ振興課

- ア 体育施設に関すること。
- イ スポーツの振興に関すること。
- ウ スポーツ関係団体の育成に関すること。

2 職員の配置状況 68人（令和6年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和5年度に実施した主な事業

(1) シティプロモーション推進事業費

「Hello! NEW 新居浜」をブランドスローガンとして、本市の魅力・資源や新たな取組について、ターゲットを意識したシティプロモーションコンテンツの作成・配布・配信及びSNSの活用、移住・定住専用ポータルサイトの安定的な運用等、継続的なプロモーションを実施することにより、市外の人や移住検討者等に新居浜市の良さを知ってもらうとともに、市民にも愛着や誇りを再認識してもらうことができた。

＜事業費＞ 7,685,782円

(2) 山田社宅整備事業

住友企業によって保存されてきた社宅6棟について、平成31年までに住友各社から寄贈を受け、令和元年度に住友山田社宅保存活用計画を策定し、今後の一般公開に向けて整備を推進している。令和5年度は、外国人西社宅及び共電幹部・監査役社宅の耐震改修等工事を開始し、令和4年度からの繰越事業である外国人東社宅の耐震改修工事が完了した。

今後も、別子銅山の歴史における昭和の近代化遺産の一つである住友山田社宅について、将来にわたり保存活用を図る必要がある。

＜事業費＞ 97,307,953円（繰越分 61,599,000円を含む。）

(3) 広瀬歴史記念館充実費

別子銅山や新居浜の歴史に親しんでもらうために、特別企画展及び関連イベントを開催することにより、旧広瀬邸ほか近代産業遺産の魅力を生市内外に情報発信することができた。

＜事業費＞ 2,426,518円

(4) 文化施設環境整備事業

老朽化が進んでいる文化施設、特に市民文化センターについて、令和5年度は、大ホール3点吊マイク昇降装置制御部操作部取替修繕等を実施した。また、市民文化センター大ホールの調光・音響設備のリースや舞台照明負荷設備の保守点検業務等を実施し、利用者の安全確保と利用環境の改善、利便性の向上を図ることができた。

＜事業費＞ 24,366,556円

(5) 体育施設環境整備事業（市民体育館）

スポーツに親しむ市民の利便性向上を図るため、市民体育館の外壁改修工事、屋上防水改修工事、内部改修工事を実施することにより、市民体育館の適正な維持管理及び機能の充実が図られた。

＜事業費＞ 214,097,000円

(6) 総合文化施設の運営

新居浜の歴史、文化及び芸術を通して、市民が集い交流する場として、平成27年7月の開館以来、施設の管理運営を行うとともに市民の創作、発表、鑑賞等の機会を提供した。

【来館者数】

年 度	人 数 (人)
平成30年度	205,749
令和元年度	224,448
令和2年度	94,274
令和3年度	108,040
令和4年度	155,742
令和5年度	180,535

<事業費> 228,974,588円

・総合文化施設管理運営費	179,992,546円
・総合文化施設充実費	40,095,859円
・総合文化施設環境整備事業	8,880,400円
・美術品購入基金繰出金	5,783円

4 一般会計款別歳入決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	令和5年度	令和4年度	増 減
市 税	20,582,487,704	19,711,988,755	870,498,949
地方譲与税	348,820,723	356,830,945	△8,010,222
利子割交付金	8,919,000	13,937,000	△5,018,000
配当割交付金	93,014,000	83,562,000	9,452,000
株式等譲渡所得割交付金	112,372,000	68,737,000	43,635,000
法人事業税交付金	306,222,000	306,163,000	59,000
地方消費税交付金	2,886,632,000	2,889,271,000	△2,639,000
ゴルフ場利用税交付金	31,378,900	31,698,100	△319,200
環境性能割交付金	33,624,826	23,083,000	10,541,826
地方特例交付金	235,562,000	123,614,000	111,948,000
地方交付税	5,896,720,000	6,255,397,000	△358,677,000
交通安全対策特別交付金	10,515,000	12,067,000	△1,552,000
分担金及び負担金	246,201,527	223,702,636	22,498,891
使用料及び手数料	752,571,638	704,230,802	48,340,836
国庫支出金	11,147,649,991	10,982,820,633	164,829,358
県支出金	3,741,572,201	3,778,275,355	△36,703,154
財産収入	91,345,028	120,040,708	△28,695,680
寄 附 金	551,225,695	561,640,937	△10,415,242
繰 入 金	1,110,037,143	1,343,402,950	△233,365,807
繰 越 金	1,241,324,891	1,091,635,484	149,689,407
諸 収 入	1,858,043,207	1,862,816,763	△4,773,556
市 債	4,849,548,000	2,710,389,000	2,139,159,000
計	56,135,787,474	53,255,304,068	2,880,483,406

5 一般会計款別歳出決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	令和5年度	令和4年度	増 減
議会費	352,184,814	345,574,480	6,610,334
総務費	5,793,297,772	5,512,992,602	280,305,170
民生費	23,069,404,294	22,016,186,887	1,053,217,407
衛生費	3,714,212,430	4,189,986,380	△475,773,950
労働費	344,594,556	379,957,380	△35,362,824
農林水産業費	929,227,701	863,718,691	65,509,010
商工費	2,161,583,966	2,033,356,509	128,227,457
土木費	5,160,438,746	5,529,308,306	△368,869,560
消防費	1,553,666,218	1,513,386,639	40,279,579
教育費	7,223,361,714	4,990,547,011	2,232,814,703
災害復旧費	35,319,170	46,694,699	△11,375,529
公債費	4,766,446,164	4,752,231,880	14,214,284
計	55,103,737,545	52,173,941,464	2,929,796,081

6 使用料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
市民体育館使用料	9,683,937	9,683,937	0
東雲市民プール使用料	1,298,480	1,298,480	0
テニスコート使用料	6,194,900	6,194,900	0
山根公園屋内プール使用料	4,342,140	4,342,140	0
山根市民グラウンド使用料	108,000	108,000	0
山根総合体育館使用料	5,167,391	5,167,391	0
市営野球場使用料	621,700	621,700	0
市営サッカー場使用料	1,463,000	1,463,000	0
多喜浜体育館使用料	924,473	924,473	0
文化振興会館使用料	865,449	865,449	0
自動販売機設置使用料（体育施設）	4,289,087	4,289,087	0
自動販売機設置使用料（文化施設）	959,001	959,001	0
市民文化センター施設使用料	7,921,759	7,921,759	0
美術館使用料	24,766,792	24,766,792	0
自動販売機設置使用料（美術館）	19,800	19,800	0
無線基地局設備設置使用料（美術館）	132,980	132,980	0
広瀬歴史記念館観覧料等	2,339,250	2,339,250	0
自動販売機設置使用料（広瀬歴史記念館）	205,848	205,848	0
自彊舎跡地使用料	94,248	94,248	0

7 指摘事項及び回答内容（回答は令和6年10月21日付け）

(1) 公共施設再編マネジメント機能の強化について

公共施設再編計画について、教育委員会が主体となって小学校施設再編の具体的取組が進められている。対象となる校区の立地環境や地域特性によっては、学校施設再編に伴う重要課題としてコミュニティ組織（自治会）をはじめ関係する組織や施設等の方向性についても、並行した検討が必要となる事例も想定される。この場合、対象再編施設を所管する部局の対応には限界があることから、公共施設再編に関連する諸課題についても庁内共通認識の下、総合調整を図り課題解決を円滑に進め得るマネジメント機能の強化に取り組まれない。

(総合政策課)

<回答>

公共施設再編計画に掲げる削減目標を達成するためには、市が保有する公共施設総量の約3分の1を占める小・中学校や公立保育園・幼稚園の再編に早期に着手する必要があると認識しており、「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本計画」及び「公立保育園・幼稚園の再編等に関する計画」に基づく取組を進めていくこととし、まずは、浮島小学校や垣生保育園の再編に向け、説明会の開催やアンケート調査の実施など具体的な取組を進めております。

学校等施設の再編に当たっては、地域コミュニティ組織や関連施設等の方向性についても検討が必要になってくるものと認識しており、担当課との協議も踏まえ、今年度より、浮島小学校の再編に関する庁内関係課会議を開催し、情報共有を通じた円滑な再編に取り組んでいるところでございます。

今後においても、公共施設再編計画に基づく取組を着実に進めていくため、庁内調整を図り、スピード感をもった取組を進めてまいります。

(2) 基幹業務システムの標準化対応について

国が策定したデジタルガバメント実行計画に基づき、20の基幹業務システムに関して、情報システム標準化・共通化が進められている。対応に苦慮あるいは遅れの出ている自治体がある中、当市は適切な対応がなされ、作業工程の調整、国の示すシステムと現行業務の差異の洗い出し、標準準拠システム移行に向けた業務フローの見直しを行っていることは評価できる。ただし、これを受動的・機械的な対応に留めることなく、BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の機会と捉えて、各担当課が各業務フローの棚卸しや再構築を行う視点を持って臨めば、更なる効果が得られると考える。工程が厳しい中ではあるものの、各課への意識付け働きかけにも尽力されたい。

(デジタル戦略課)

<回答>

現在、国の計画に基づき、基幹業務システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行について、令和7年度中の完了を目標に対応しているところです。概ね計画どおり作業工程は進んでおり、各担当課における標準化後のシステムと現行システムとの差異を洗い出し、各業務のフローの見直しを行っております。Fit & Gapを行っている中、担当課においても、現在のフローの見直しや改善など、BPRを行いながら対応いただいているものと考えておりますが、システム担当者を集めて標準化対応についての説明会を行う機

会もございますので、業務改善についての意識付けについても周知を行ってまいります。

(3) 住友山田社宅の整備活用について

住友山田社宅は、別子銅山産業遺産の基幹的拠点として、他の産業遺産と連携を図り公開する等の基本方針のもと、令和2年度から整備が進められている。しかし、令和8年度以降まで整備期間が必要で、加えて財源手当ての課題も抱えている。一方、旧端出場水力発電所は、公開後一定の見学者が訪れているものの、どの施設についても歴史的意義や産業遺産の保存という重要要素は第一義としても、現実問題として除草、光熱費等の維持管理費負担への対応が避けられない。産業遺産の高付加価値化を目標にタスクフォースを進めているとのことであるが、改めて観光物産課や関係する外部組織とともに、施設群の整備活用プラン、タイムスケジュール、予算収支等に関して再整理・再構築をすべきである。については、プロジェクトマネジメント要素の導入・強化が必要であり、その点を十分考慮して取り組まれない。

(別子銅山文化遺産課、総合政策課)

<回答>

住友山田社宅の効果効率的な管理運営や利活用方法、他の産業遺産との連携などについて、民間事業者より意見を求めるため、今年度、サウンディング型市場調査の実施を予定しております。

その調査結果を参考に、施設群の整備活用プラン、タイムスケジュール、予算収支等について整理・検討することとしており、整理・検討にあたっては、観光物産課や関係する外部組織（指定管理者等）と目的・目標の共有、各主体の役割分担の整理など、プロジェクトマネジメント要素を考慮し、取り組んでまいります。

(別子銅山文化遺産課)

<回答>

整備に係る財源の検討を含めた予算調整、また、庁内関係部課所等との協議が必要な場合には担当課と共に調整を図り、円滑な整備と活用を進めてまいります。

(総合政策課)

建設部

1 建設部の主な事務事業

(1) 都市計画課

- ア 都市計画に関すること。
- イ 国土利用計画及び国土利用計画法に基づく調査、指導及び進達に関すること。
- ウ 駐車場法に関すること。
- エ 崖崩れ防災対策に関すること。
- オ 都市景観に関すること。
- カ 都市公園等に関すること。
- キ 子供広場及び児童遊園地の管理に関すること。
- ク 新居浜駅前駐車場等及び新居浜駅前駐輪場等に関すること。
- ケ 屋外広告物に関すること。
- コ 公衆便所に関すること。
- サ 土地区画整理事業に関すること。
- シ 新居浜駅周辺整備に関すること。
- ス 河川及び国土交通省所管海岸に関すること。
- セ 下水を排除する排水管及び排水渠に関すること（管理に関するものを除く。）。
- ソ 排水ポンプ場並びに水門及び樋門に関すること（管理に関するものを除く。）。

(2) 国土調査課

- ア 地籍調査の計画実施に関すること。
- イ 地籍調査の成果に関すること。

(3) 道路課

- ア 道路及び橋りょうの調査計画に関すること。
- イ 都市計画道路事業に関すること。
- ウ 地方道事業及び県費補助事業に関すること。
- エ 道路の改良及び修繕補修に関すること。
- オ 交通安全施設に関すること。
- カ 市道の維持管理に関すること。
- キ 道路災害復旧事業に関すること。
- ク 市道の認定に関すること。
- ケ 市道占用許可に関すること。
- コ 未登記道路用地の整理に関すること。
- サ 国道及び県道の建設推進に関すること。

(4) 用地課

- ア 用地の取得（借地を除く。）及び借受けに関すること。
- イ 地上物件その他の補償に関すること。
- ウ 取得物件の登記に関すること。
- エ 地価公示に関すること。

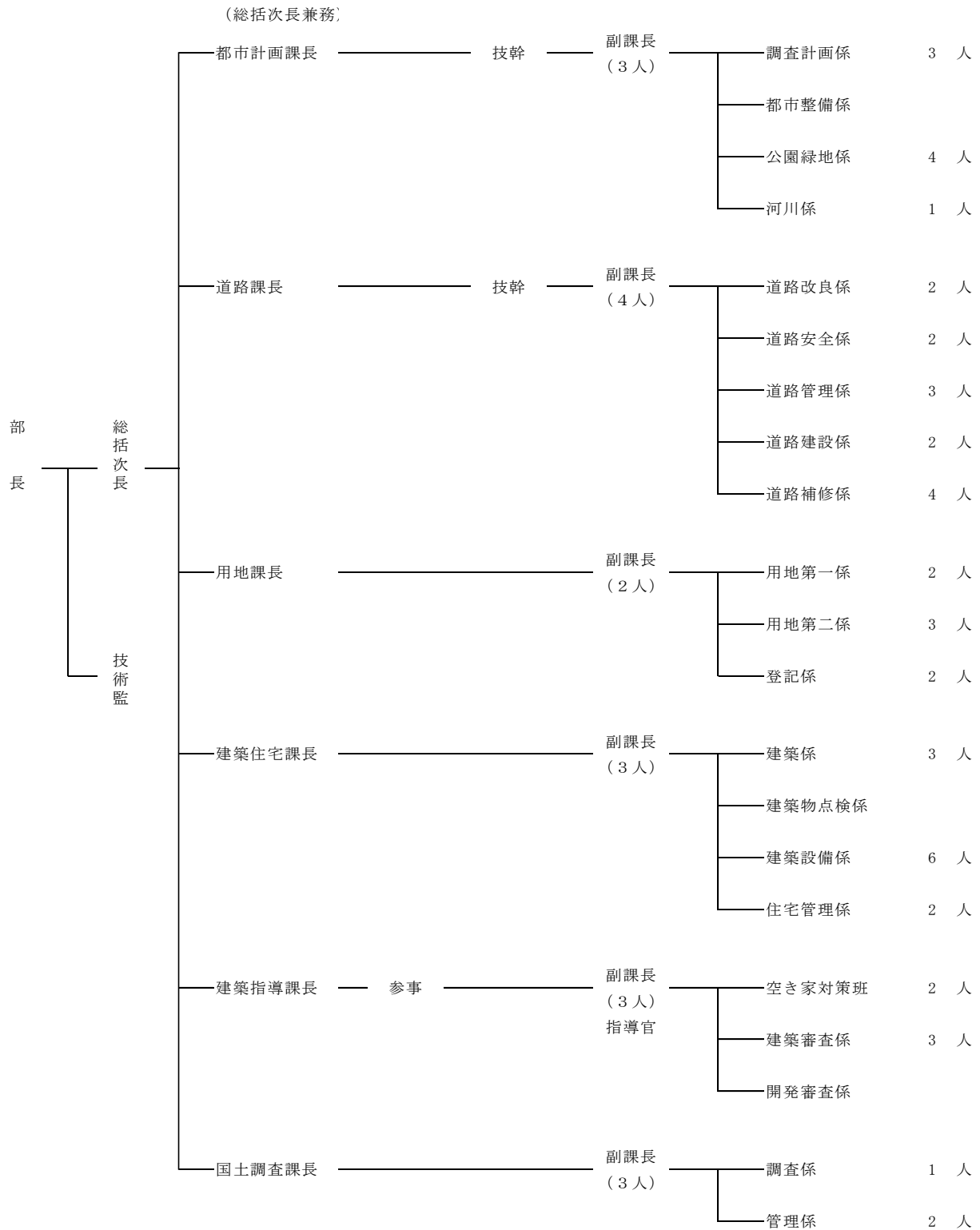
(5) 建築住宅課

- ア 市営住宅及び活性化推進住宅の建設並びに補修に関すること。
- イ 市有建築物の建設、補修及び点検に関すること。
- ウ 市営住宅及び活性化推進住宅の管理に関すること。
- エ 住宅地区改良法に係る県知事からの委任に関すること。
- オ 旧雇用促進住宅の管理等に関すること。

(6) 建築指導課

- ア 建築基準法の実施に関すること。
- イ 建築行政指導及び相談に関すること。
- ウ 住宅金融支援機構の委託事業に関すること。
- エ 開発許可申請等の審査に関すること。
- オ 優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
- カ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の実施に関すること。
- キ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の実施に関すること。
- ク 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の実施に関すること。
- ケ マンションの管理の適正化の推進に関する法律の実施に関すること。
- コ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の実施に関すること。
- サ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の実施に関すること。
- シ 都市の低炭素化の促進に関する法律の実施に関すること。
- ス 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の実施に関すること。
- セ 空家等対策の推進に関する特別措置法の実施に関すること。

2 職員の配置状況 77人（令和6年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和5年度に実施した主な事業

(1) 滝の宮公園リニューアル事業

昭和31年の開設後、60年以上が経過した滝の宮公園を、少子高齢化や健康意識の高まりなど近年の利用者ニーズに応じた再整備を行った。花見広場、散策路、休憩施設等の整備を実施し、来園者に憩いの場としての快適な空間を提供することができた。

<事業費> 124,840,875円 (繰越分 87,773,900円を含む。)

(2) 宇高西筋線改良事業

宇高西筋線(市道松の木東雲線)は、宇高町三丁目から宇高町一丁目を南北に結ぶ都市計画道路であり、隣接する高津小学校の通学路となっているが、歩道のない一車線の狭い道路であるため、市道「新田松神子線」から高津公民館南側の市道「南沢津北通り線」までの延長430m間について、道路改良を実施することにより、児童・生徒を含む歩行者の安全な通行と地域住民の利便性向上を図った。

<事業費> 174,124,647円(繰越分 105,310,049円を含む。)

(3) 公営住宅建替推進事業

老朽化した公営住宅の建て替えにより、安全性の確保、バリアフリー性能の向上等居住環境の整備を図った。令和2年度から着手した東田団地1号棟建設工事と外構工事の完了後、引き続き東田団地2号棟の新築建設工事を行った。

<事業費> 353,290,220円

(4) 民間木造住宅耐震診断事業、耐震改修補助事業

民間による木造住宅の耐震診断及び耐震改修の円滑な実施を支援し、建築物の耐震性の向上を図るため、診断費用や改修に係る設計・工事・監理費用の一部について補助を行った。

<事業費>

【耐震診断事業】	1,375,002円	補助件数	28件
【耐震改修補助事業(設計補助)】	1,322,000円	補助件数	9件
【耐震改修補助事業(工事補助)】	4,000,000円	補助件数	4件
【耐震改修補助事業(工事監理補助)】	120,000円	補助件数	4件

(5) 危険家屋除却補助事業

安全安心な生活環境の確保及び良好な地域景観の保全を図るため、老朽化等による危険な空き家を除却する者に対して、除却費用の一部について補助を行った。

<事業費> 7,503,000円 補助件数 10件

(6) 民間ブロック塀撤去補助事業

災害に強いまちづくりを進めたるため、危険ブロック塀の撤去に係る費用の一部について補助を行った。

<事業費> 1,209,000円 補助件数 8件

(7) 地籍調査事業

迅速な災害復旧、円滑な公共事業の推進、固定資産税の公平な課税等土地の有効活用を図るため、地籍調査事業を実施した。

<事業費> 50,217,119円

4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
道路使用料	37,436,190	37,436,190	0
敷地使用料	315,116	315,116	0
公営駐車場使用料	15,135,100	15,135,100	0
公営駐輪場使用料	12,175,600	12,175,600	0
公園使用料（都市計画課）	1,806,212	1,806,212	0
公園使用料（建築指導課）	4,144	4,144	0
自動販売機設置使用料 （公園施設）	494,018	494,018	0
自動販売機設置使用料 （市営住宅）	199,991	199,991	0
下水道敷地使用料	14,932	14,932	0
河川使用料	153,038	153,038	0
地籍調査成果交付手数料	47,400	47,400	0
建築確認手数料	7,933,300	7,933,300	0
屋外広告物許可申請手数料	1,455,660	1,455,660	0
用途地域等証明手数料	11,700	11,700	0
低未利用土地等確認手数料	9,300	9,300	0
開発許可等手数料	1,523,630	1,523,630	0

5 市営住宅家賃等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額	
家 賃	現年度分	262,467,510	262,123,210	99.9%	0	344,300
	滞納繰越分	7,098,415	1,215,160	17.1%	107,700	5,775,555
	計	269,565,925	263,338,370	97.7%	107,700	6,119,855
共益金	現年度分	32,000,885	31,531,315	97.7%	0	469,570
	滞納繰越分	4,244,053	916,032	16.2%	0	3,328,021
	計	36,244,938	32,447,347	87.3%	0	3,797,591
駐 車 場	現年度分	3,212,140	3,207,740	100%	0	4,400
	滞納繰越分	0	0	100%	0	0
	計	3,212,140	3,207,740	100%	0	4,400
督 促 事務費	家賃	126,200	126,200	100%	0	0
	駐車場	11,400	11,400	100%	0	0
	計	137,600	137,600	100%	0	0

6 指摘事項及び回答内容（回答は令和6年11月8日付け）

（1）駅周辺駐輪場の経営改善について

駅周辺駐輪場の管理運営に関して、需要増に対応するため駐輪場増設に取り組み、経営改善を図ったことは大いに評価する。しかし、厳しい財政状況下において、その所要変動経費分は受益者が負担すべきと考える。利用者が一般と学生に分かれる中、過度な負担を求めない範囲で負担割合の見直しを検討されたい。

また、駅前駐輪場供用から10年が経過し、周辺には「あかがねミュージアム」、「こくるにいはま」も開設され、駐輪場に係員が常駐する意義も変化している。入出庫が集中する時間帯等を除き、自動精算機による無人化、省力化を図ることで、要望の多い深夜対応と経費削減の両立が可能と考える。更なる経営改善を検討されたい。

（都市計画課）

<回答>

今年度、駐輪可能台数を増やしたことにより、運営経費の受益者負担率が90%を超えると想定されます。一般利用者の利用料の値上げにつきましては、今年度の収支状況を見極めたうえで、必要性を含め検討してまいります。

また、自動精算機導入につきましては、令和7年度からの新たな指定管理者選定に向け、指定管理の範囲、手法を検討するにあたり、自動精算機の導入を含め、検討を行ってまいります。